

<大阪版B I D制度（案）の概要>

行政の事務手続

都市再生整備推進法人の指定

- 地区計画の指定
- 都市再生整備計画の策定

- 都市利便増進協定の締結（施設管理者）
- 事業内容と費用負担の整理
- 都市利便増進協定の認定
- 地区運営計画の内容の精査

BID地区運営計画の認定

- 分担金条例の制定
- 分担金に対応する事業について、都市再生整備法人に委託金支出

地区運営状況調査、指導等

【法人の設立】

(都市再生特別措置法73条)  
都市再生整備推進法人の設立

【地区の決定、計画の策定、合意形成】

(都市計画法12条の4)  
地区計画素案の提案  
(都市再生特別措置法46条)  
都市再生整備計画素案の提案

【地区運営計画】

(BID条例で規定)  
B I D地区運営計画の認定を申請

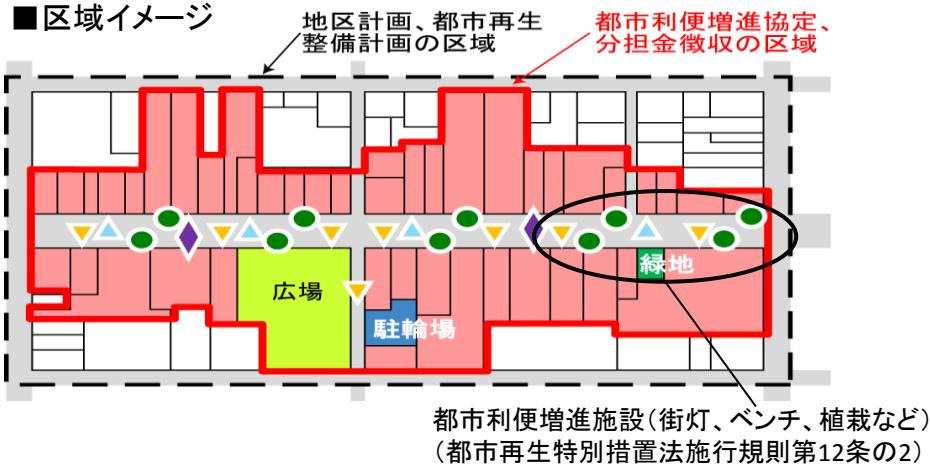
【財源の徴収・交付】

【事業の実施】

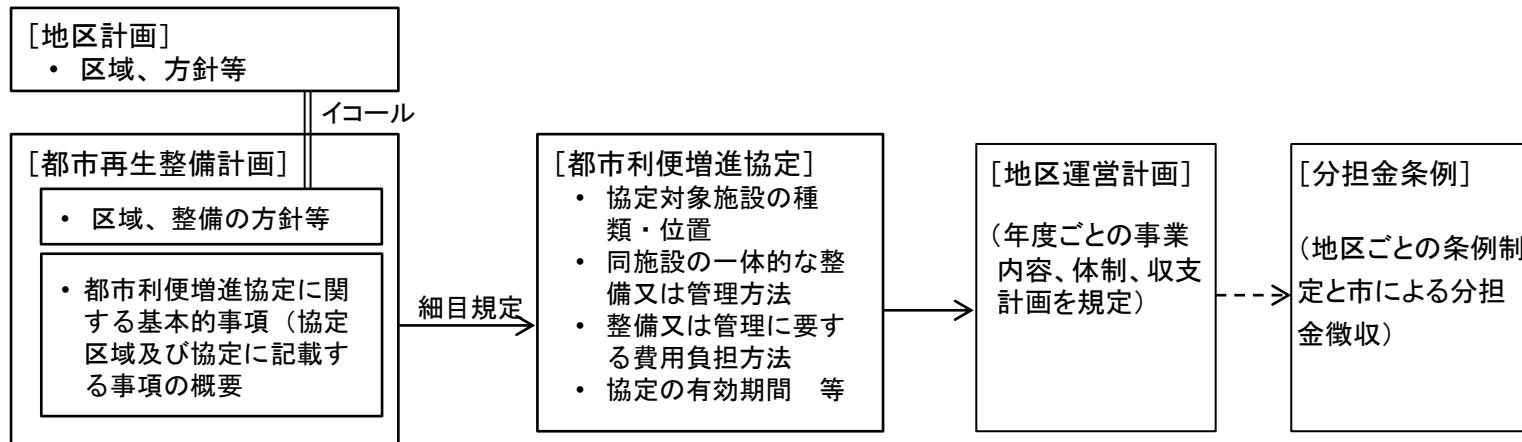
- ・高質な公物管理
  - ・公共性の高い事業
  - ・共益性の高い事業
- 道路や公園等の公有地、および隣接する私有地を使って賑わいを創出

地権者等

■区域イメージ



■各種の計画、協定の関係



■期待される効果

民間資本による持続可能な地域の運営が可能となるとともに、地域の魅力向上に伴う来街者の増加やビル空室率の改善などの経済的効果も期待できる。

■制度の課題

- ・エリアマネジメント団体(BID団体)の法人格は一般社団法人であることから、自主財源確保への税優遇が限定的である。
- ・分担金の使途が公共的な事業に限定され、収益事業は自主財源に依らざるを得ない。

大阪市における当面の組立てにおける実施スケジュール

